

新潟市秋葉区農業委員会令和3年度11月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年11月30日(火)午後3時30分から午後4時02分

2 開催場所 秋葉区役所601会議室

3 出席委員 (14人)

委員	1番	鈴木 儀一
委員	2番	長井 範親
委員	3番	砂原 剛
農政振興部会長	4番	佐藤 英一
委員	5番	佐々木 和美
委員	6番	笠原 綱生
農地部会長	7番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上 静男
委員	9番	早川 秀則
委員	10番	窪田 陽一
委員	11番	上田 一男
会長	12番	小倉 栄造
会長職務代理者	14番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15番	松田 洋一

4 欠席委員 (2人)

13番	伊藤 君雄
16番	佐藤 千穂子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

1番	鈴木 儀一
2番	長井 範親

第2 議事

議案第 25号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 26号	農地法施行規則第95条の規定による意見決定について
議案第 27号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	島倉 孝司
農地係長	田中 学
農地係	真柄 和朗
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和3年度11月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。
事務局長 (枝並局長)	それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、13番伊藤委員 16番佐藤千穂子委員から欠席届をいただいておりますが、定足数を満たしており、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので1番・鈴木委員、2番・長井委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 25 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 25 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区 7 件、小須戸地区 4 件筆数 61 筆、面積 72,827 m<sup>2</sup>であります。

4 ページからは利用権の更新分、新津地区 29 件、小須戸地区 16 件筆数 204 筆、面積 203,111 m<sup>2</sup>であります。

13 ページは売買で、新津地区 1 件、小須戸地区 2 件筆数 15 筆、面積 15,589 m<sup>2</sup>であります。

14 ページは中間管理事業分、新津地区 2 件、筆数 15 筆、面積 12,555 m<sup>2</sup>であります。

15 ページは「新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)」案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 3 年 12 月 14 日となります。

16 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長 皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします

(議事参与制限抵触委員退席)

議長 ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 25 号は、原案どおり決定しました。  
ここで退席委員の入室を許可します。  
(退出委員入室)

議長

それでは次に移ります  
議案第 26 号、農地法施行規則第 95 条の規定による意見決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(田中係長)

「議案第 26 号 農地法施行規則第 95 条の規定による意見決定について」  
ご説明いたします。

議案書 17 ページ をご覧ください。

所有者 農林水産省

買受者 A 氏

七日町地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

売払い面積は 畑 1 筆 134 m<sup>2</sup>です。

本件は、国有農地 秋葉区七日町 6154 番 の売払いに関して、農地法第 46 条の規定により、買受者が農地法施行規則第 95 条の規定に該当するか否かについて、北陸農政局長から秋葉区農業委員会長に意見照会があったものです。

なお、農地法第 46 条は、国有農地を農地のために売払う場合についての規定、同法施行規則第 95 条は、買受者が農地を取得後、耕作すると認められる場合について、売払いが可能である旨が規定され、農地法第 3 条第 2 項による規定に該当しないことが要件となります。

ただし、同項規定中、5号の下限面積要件については本年 4 月の省令改正により適用除外となりました。

本件対象地は買受者が以前より借り受けている農地であり、管理が適正になされていることは毎年行っている国有農地現地調査で確認されております。従って、適格審査を別途行う必要性の有無について県庁農地管理課と調整の上、農地部会呼出し対象外としております。

なお、申請地は農振農用地 区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

議長 (意見、質問なし)  
ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、意見決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なし)  
皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 (全員挙手)  
全員賛成ですので議案第 26 号は、原案どおり決定しました。

議長 次に、追加議案の 議案第 27 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (真柄主査) 「追加議案第 27 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について」ご説明いたします。

追加議案書 1 ページ 番号 1 全体地図案件番号 3 条-1 をご覧ください。

譲受人 B 氏

譲渡人 C 氏

大安寺地区の案件で、杉山推進委員の担当地区です。

本件は、「売買による所有権移転」の許可申請です。

申請地は、畑 2 筆 395 m<sup>2</sup>です。

譲受人は妻と二人で経営しており、水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 2.2 ha の栽培を予定しております。

譲渡人は、労働力不足により譲受人に購入を打診し、譲受人の自宅脇であることから今回の申請に至ったものです。

申請地は農振\_農用地\_区域外 農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。 10 アール当たりの対価は 20 万円です。

次に追加議案書 1 ページ 番号 2 全体地図案件番号 3 条-2 をご覧ください。

譲受人 D 氏

譲渡人 E 氏

車場地区の案件で、高橋推進委員の担当地区です。

本件は、「贈与による所有権移転」の許可申請です。

申請地は、田 1 筆 1071 m<sup>2</sup>です。

譲受人は父と二人で経営しており、水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約7.2haの栽培を予定しております。

当該農地は譲渡人の労力不足、及び譲渡人の規模拡大の意向が一致したため、今回の申請に至ったものです。

申請地は農振\_農用地\_区域内 農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に 追加議案書3番、4番ですが、譲受人が同一であり、一体の農地ですので、一括説明といたします。全体地図案件番号3条—3、4 をご覧ください。

譲受人 F 氏

譲渡人 3番 G 氏、4番 G 氏、ほか2名

新保地区の案件で、佐藤敏雄推進委員の担当地区です。

本件は、「売買による所有権移転」の許可申請です。

申請地は、3番 畑1筆 256㎡、 4番 畑1筆 14㎡です。

譲受人は家族4人で経営しており、水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約1.9haの栽培を予定しております。

3番、4番の耕作者であるG氏は五泉市に住んでおり、労働力不足のため、当該農地の北側と南側の農地所有者である譲受人に購入を打診し、今回の申請に至ったものです。

申請地は農振\_農用地\_区域外 農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。 10アール当たりの対価は26万円です。

次に 追加議案書5番、6番ですが、これも譲受人が同一ですので、一括説明といたします。全体地図案件番号は3条—5、6をご覧ください。

この2件につきましては、その面積を合計しても79㎡で100㎡未満につき、申し合わせにより部会省略案件となります。

譲受人 H 氏

譲渡人 5番 I 氏、6番 J 氏

新保地区の案件で、佐藤敏雄推進委員の担当地区です。

本件は、「売買による所有権移転」の許可申請です。

申請地は、5番 畑1筆 31㎡、 6番 畑1筆 48㎡です。

譲受人は農地所有適格法人 農事組合法人 新保かがやきの構成員として年間150日農業作業に従事しております。所有地の約1.2haを当該法人に貸付けているため、現耕作面積は5.9aとなっており、下限面積要件（経営面積が50アール以上）を満たしていませんが、5番の農地は所有権を取得したのち、当該法人に速やかに貸付けるという条件で許可されるもので、その内容の申出書が添付されており、貸付予定となっております。

また、6番の農地は、譲受人の農地に隣接しており、その位置、面積、形

状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地である事から許可されるものです。

5番、6番とも譲渡人の労働力不足により、今回の申請に至ったものです。

申請地は農振\_農用地\_区域外 農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。 10アール当たりの対価は50万円です。

なお、只今ご説明した1番から4番は、すべて農地法第3条第2項各号に抵触いたしません。

また、5番は処理基準の準用により、6番は今ほど説明しました例外規定により、認められるものです。

1番から4番は農地部会に付されました。

5番6番は申合わせにより部会省略案件です。

以上、事務局説明を終わります。

議長

だ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

(阿部部会長)

議長

引き続き、私から報告します。

農地部会における、農地法第3条許可申請4件について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人 C 氏 から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は譲受人の敷地の隣の畑で、10年前に売って欲しいと相談したが、譲渡人の家族に反対され、まとまらなかった。この度、その家族が死亡したので香典を届けたところ、購入を持ち掛けられ、申請に及んだとのことでした。

現地確認したところ、綺麗に管理されていたので、たずねたところ、譲渡人に頼まれて秋に草刈りをした。その後、トラクターで綺麗にしたとのことでした。部会から、許可後、申請通り耕作することを指導し、申請者もこれを了解しました。

次に追加議案書1ページ2番の案件です。

本件の譲受人 D 氏の代理人 K 氏 から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は車場の農家組合長が代々管理する農地であった

が、所有者が変更されていなかった。現所有者は高齢となり管理できる状態  
でなく、また、事情が分かる人がいるこのタイミング所有者変更を実施して  
おこうという事になり、今回の申請に及んだとのことです。

部会から、許可後、申請通り耕作することを指導し、申請者もこれを了解  
しました。

次に追加議案書 1 ページ 3 番、4 番の案件です。

本件の譲受人 F 氏の代理人 L 氏 から申請に至った理由につい  
て説明してもらいました。

それによれば、当該農地の両側が譲受人の農地で、譲渡人の先代とは境界  
を綺麗にしようという話があったが、先代が死亡してしまった。相続人で、  
耕作者である譲渡人は五泉に住んでおり、耕作がむずかしく今回の申請に至  
ったとのことです。

この件は 1 年位前からあったのか尋ねたところ、いつかは不明であるが、  
瀬倉さんが手放したいという話をしていたとの事でした。

境界は不明瞭であるのか、尋ねたところ、以前は田であったので、境界は  
はっきりしているとの事でした。

なお、地元の委員から「地元としては、一体として管理することになるの  
で、ありがたい。」との発言がありました。

部会から、許可後、申請通り耕作することを指導し、申請者もこれを了解  
しました。以上、報告を終わります。

議長 　　ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

（意見、質問なし）

議長 　　ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、  
決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 　　皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案  
件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 　　全員賛成ですので追加議案第 27 号は、許可相当として意見決定することとし  
ました。



議長

それでは、次に報告事項に移ります。  
報告事項、  
新潟市農用地利用配分計画（案）について  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
農地の転用事実に関する照会書について、  
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
農地法第 5 条転用届出に関する受理について  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

（白川係長）

議案書の 18 ページをご覧ください。  
「新潟市農用地利用配分計画（案）について」でございます。  
新津地区 2 件、筆数 15 筆、面積 12,555 ㎡であります。  
つづいて議案書の 20 ページをご覧ください。  
「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり 8 件受理いたしました。

事務局

（真柄主査）

22 ページをご覧ください。  
報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり 1 件回答しました。  
次に 23 ページをご覧ください。  
報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてで  
す。記載内容のとおり 3 件受理しました。  
最後に 24 ページをご覧ください。  
報告事項 農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。  
記載内容のとおり 5 件受理しました。以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

（質問、意見なし）

皆さんからご質問、ご意見がないようです。以上は報告案件ですのでご了承いただきたく思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和3年度11月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 鈴 木 儀 一

署名委員 長 井 範 親